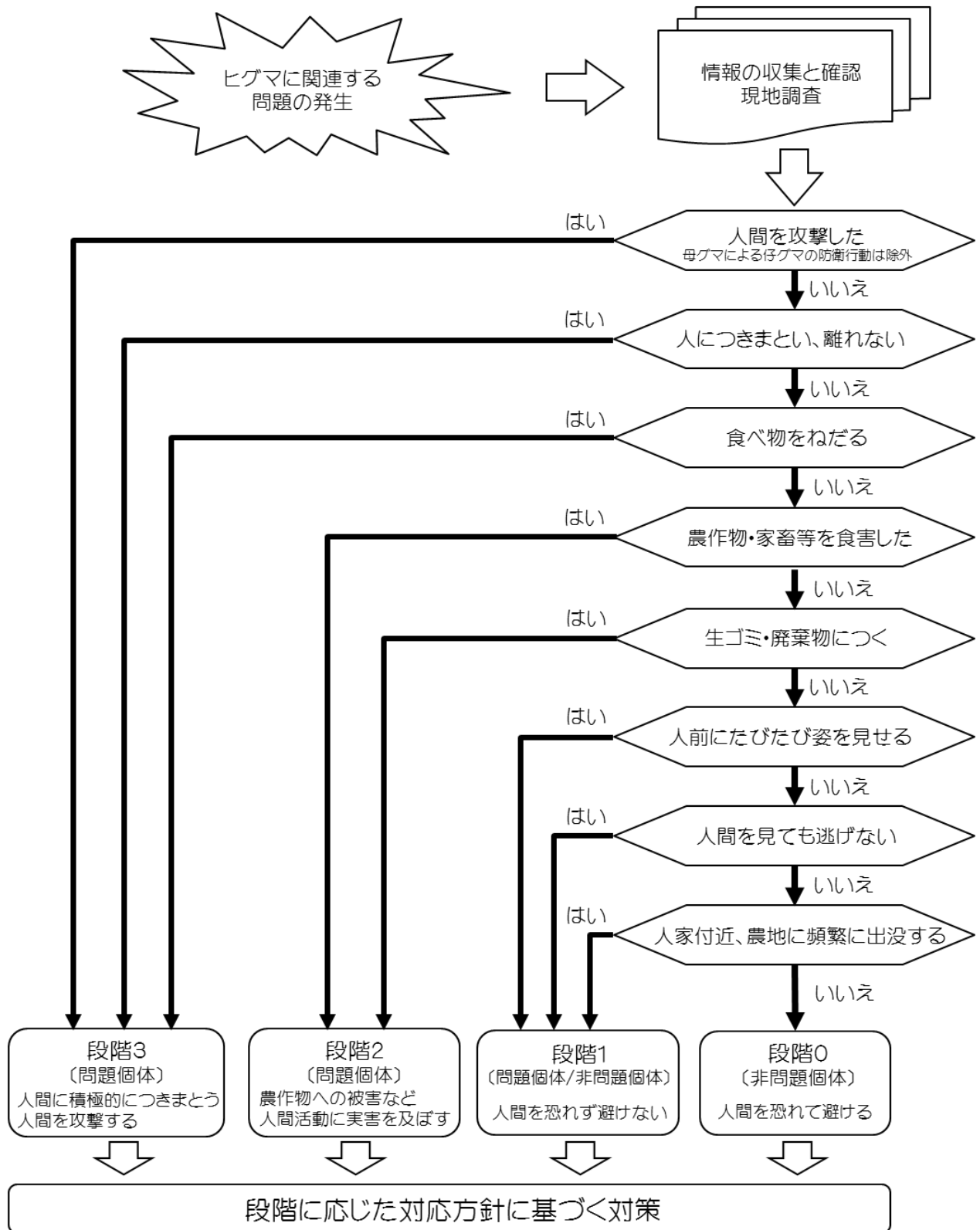


出没個体の有害性判断フロー



※ここで判断した段階に応じて、対応が変わってきます

〔判断した有害性の段階に応じた対応方針〕

有害性段階	対応方針		
	市街地	農耕地	森林地帯
共 通	○対応 ・ 出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査） ・ 出没情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知		
段階 0 〔非問題個体〕	■行動形態：人間を恐れて逃げる		
	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、関係機関への情報提供、誘引物の除去等		
	出没が継続する場合は「判断フロー」に戻る		
段階 1 〔問題個体/ 非問題個体〕	■行動形態： ・ 人家付近、農地に頻繁に出没する ・ 人間を見ても逃げない ・ 人前にたびたび姿を見せる		
	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、追い払いの実施 ・ 出没が継続し、地域住民の生活に支障のある場合は捕獲 ・ 農業被害防止措置（電気柵の設置等）を講じても出没が継続する場合は捕獲	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、追い払いを実施しても、たびたび人前に姿を見せる場合は捕獲	
	問題が解決しない場合は「判断フロー」に戻る		
段階 2 〔問題個体〕	■行動形態： ・ 生ゴミ・廃棄物につく ・ 農作物・家畜等を食害した		
	○対応 ・ 誘引物の除去 ・ 農業被害防止措置（農地周辺への電気柵の設置等） ・ 問題個体の排除	○対応 ・ 誘引物の除去 ・ 入林禁止措置 ・ 問題個体の排除	
段階 3 〔問題個体〕	■行動形態： ・ 食べ物をねだる ・ 人につきまとい、離れない ・ 人間を攻撃した。（母グマによる仔グマの防衛行動は除外）		
	○対応 ・ 入林（立ち入り）禁止措置 ・ 問題個体の確実な排除 ・ 必要に応じて、対策本部の設置		

・ 同じ段階でも場所に応じて対応は変わってきます